

癌胎児性フィブロネクチン検体採取法と注意点について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記検査項目につきまして、2015年4月21日(火)受付分より、測定試薬変更に伴う検体採取容器及び検体採取方法の変更をご案内させて頂いております。

今回の変更に伴う検体採取方法につきましては、裏面図の通りにて操作をして頂いてから、ご提出して頂きますようお願い申し上げます。

尚、検体によっては、フィルターの目詰まりが発生し、検体抽出液が検体保存チューブに滴下できなくなる可能性があります。その際は、お手数ですが新しいフィルターに付け替えて再滴下を行い、必要量の検体をご提出して頂くようお願い申し上げます。

先生方には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬 白

2015年4月

【記】

◇対象検査項目

項目コード：3651

癌胎児性フィブロネクチン

※ 注意点及び目詰まり時の応急処置につきましては、裏面をご参照ください。

◇検体採取時の注意点

- 1、検体採取時は後膣円蓋に挿入し、約 10 秒間綿棒の軸を小さくまわして分泌液を吸収させて下さい。
尚、膣表面を強くこすらないで下さい。粘膜等が綿棒に多く吸着し目詰まりの原因となります。
- 2、綿棒を検体抽出液から引き抜く際に、綿棒をしごかないで下さい。
不溶異物が検体抽出液に残り、目詰まりの原因となります。

◇目詰まり時の応急処理

- 1、12 滴(240 μ l)以上滴下できた場合

癌胎児性フィブロネクチン測定に必要な最低液量は 12 滴(240 μ l)です。

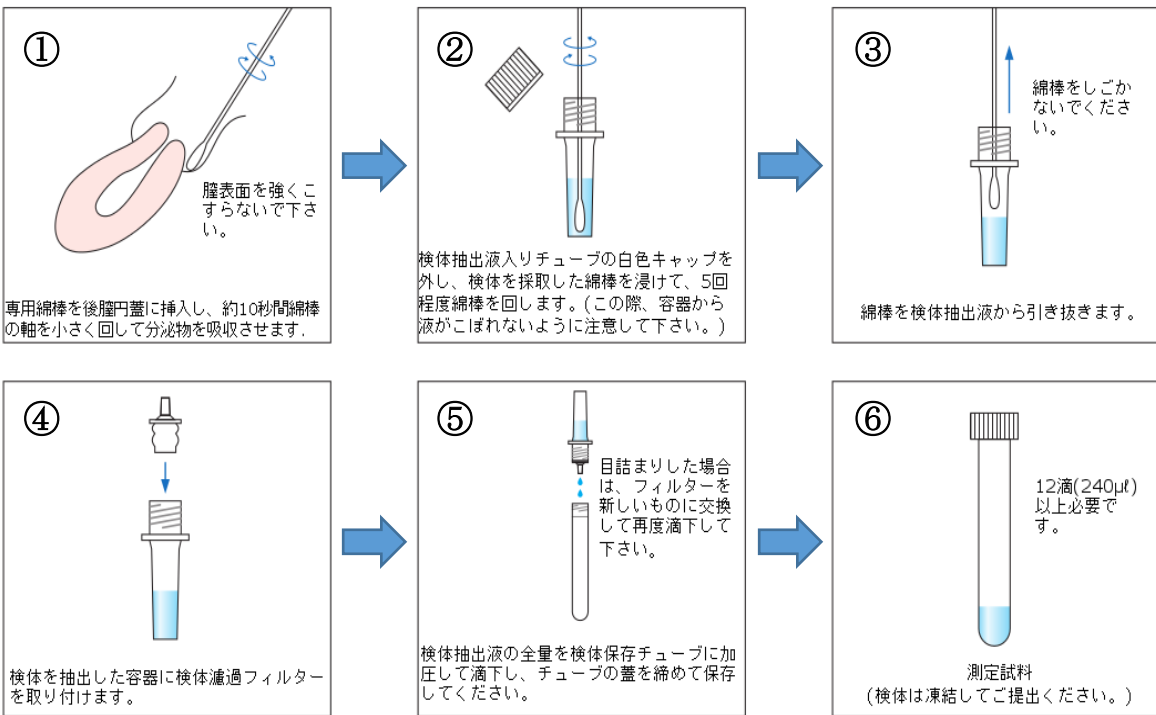
12 滴(240 μ l)以上滴下できた場合はそのまま蓋を閉めてご提出ください。

- 2、12 滴(240 μ l)以上滴下できなかった場合

新しいフィルターに付け替えて合計 12 滴(240 μ l)以上ご提出いただくようお願い致します。

※新しいフィルターに関しましては弊社にて用意しておりますので、検体採取を行う際は、あらかじめご連絡下さい。

◇検体採取方法につきましては、下図の通りにて、お願い致します



※注意事項

検体の採取は膣洗浄前に行ってください。

検体中に精液が混入している場合は、その検体は使用しないで下さい。

検体中に 0.1%以上の血液混入が認められた場合、正確な結果が得られない可能性があります。